

令和3年5月31日
沖 縄 防 衛 局

牧港補給地区の一部土地（ランドリー工場地区）の返還に関する実施計画等について

牧港補給地区の一部土地（ランドリー工場地区）の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1. 駐留軍用地の返還に関する実施計画
2. 返還実施計画の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

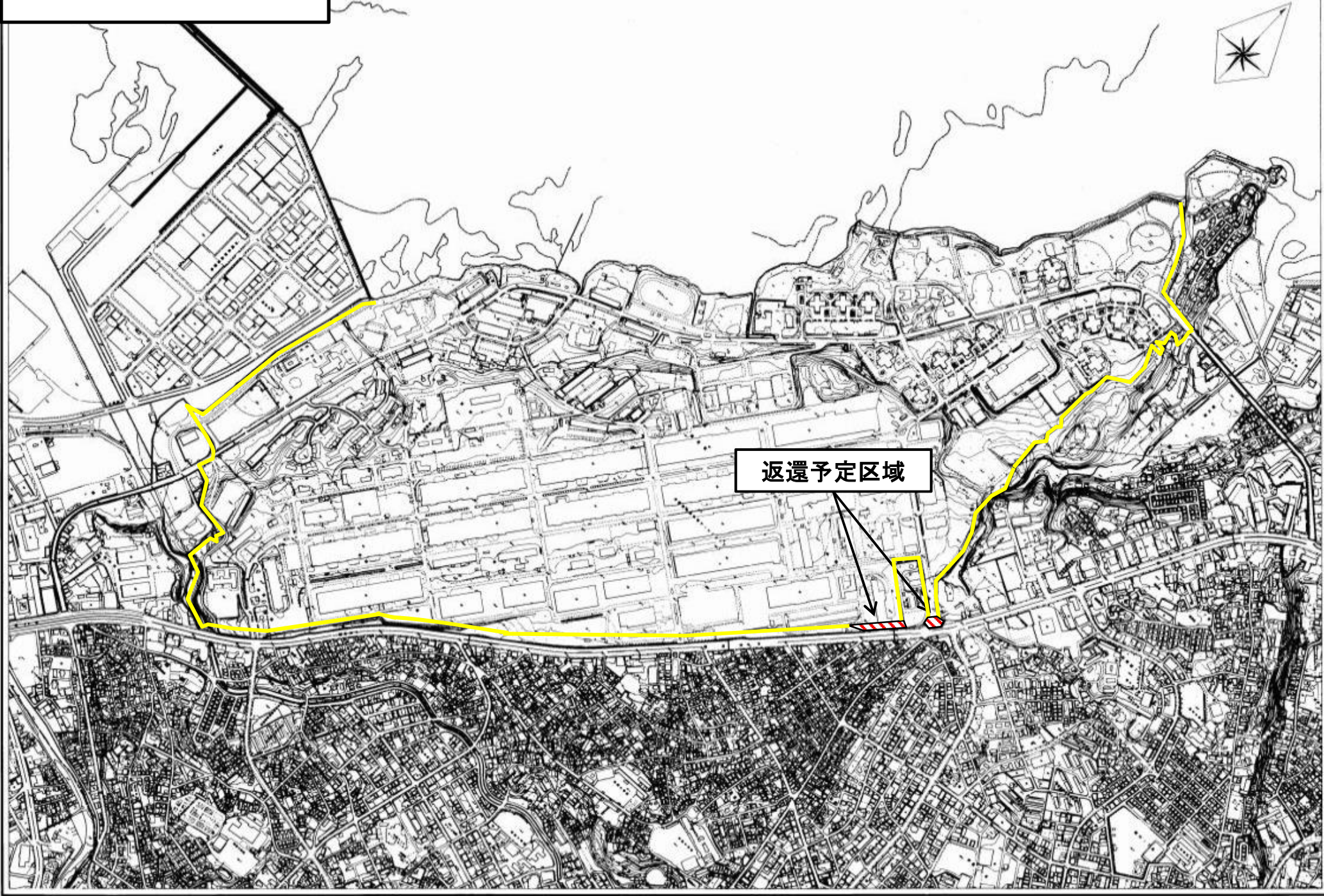
沖縄防衛局 企画部
移設整備課長 福井 倫行
098-921-8131（内線 204）

沖縄防衛局 管理部
返還対策課長 岡 昭
098-921-8131（内線 430）

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	FAC6056 牧港補給地区
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	約1,900㎡
返還の予定時期	令和3年5月31日
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要 (1) 建物：なし (2) 土地に定着する物件：工作物一式</p> <p>2 除却をすとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間 国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する。</p>
返還に係る区域において国が行う調査 (調査の事項) <input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況 <input type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無	<p>1 調査を行う区域の範囲 約1,900㎡</p> <p>2 調査の方法 別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間 国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する。</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針 別紙のとおり</p>

- 注：1 返還に係る区域において国が行う調査については、該当する口をチェックをすること。
2 返還に係る区域において国が行う調査の欄については、記述事項が多く、本書式に記入できないときは、別紙に記入すること。



返還予定区域

2 調査の方法

当該返還に係る区域について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

(1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」及び「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則及び油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

(2) 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査等で得られた情報に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

(3) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（3）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係機関と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

(1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(2) 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

(3) 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。

「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

(総括的事項)

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用推進法」という。）」に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講ずること。

【県土・跡地利用対策課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（国道58号沿い(ランドリー工場地区)）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）に基づき、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に実施しております。

(管理部返還対策課)

2. 土地の履歴情報や米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、関係機関に速やかに提出すること。

【県土・跡地利用対策課】

(回答)

当該返還地における資料等調査については、平成30年3月に返還された国道58号沿の土地（以下「既返還地」という。）の調査の際に実施しており、その調査報告書については、沖縄県、浦添市等の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し適切に情報提供しているところです。

(管理部返還対策課)

(関係機関との調整)

3. 当該区域の土地の返還については、適宜、関係する地方公共団体に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。

【基地対策課】

(回答)

沖縄防衛局は、本件返還に関して、これまでも浦添市に対して適宜情報提供や意見聴取を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。

(企画部基地対策室)

(管理部返還対策課)

4. 土壤の汚染の状況に関する調査（以下「土壤汚染調査」という。）、不発弾その他の火薬類の有無に関する調査（以下「不発弾等調査」という。）及び廃棄物の有無に関する調査（以下「廃棄物調査」という。）（以上の三の調査を、以下、「支障の除去に関する措置の各調査」という。）に係る具体的な計画の立案及び

調査実施に際しては、関係機関と事前に調整すること。

【環境政策課・県土・跡地利用対策課】

(回答)

当該返還地は、国道58号の渋滞緩和のため、返還後速やかに拡幅工事に着手する必要があることから、返還条件であるフェンス等の移設工事に必要な土壤汚染調査及び不発弾等探査を実施する際、資料等調査の結果を反映させて実施し、効率的に支障除去措置を実施したところです。

(管理部返還対策課)

5. 支障の除去に関する措置の各調査の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。

【県土・跡地利用対策課】

(回答)

関係機関から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(県民等への情報提供)

6. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画及びその結果（土地の履歴に関する情報を含む）については、速やかに関係機関及び県民に情報提供すること。

【環境政策課、県土・跡地利用対策課】

(回答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(自然環境等調査の実施)

7. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画については、事前に沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン（平成29年3月沖縄県）（以下「ガイドライン」という。）に留意し、必要に応じて自然環境等調査を実施した上で立案すること。

【環境政策課】

(回答)

支障除去の実施に当たっては、自然環境等の把握に努め、資料等調査において既存資料による調査及び現地調査を実施した上で、調査結果に応じた検討を行っています。

(管理部返還対策課)

8. 自然環境等調査をする場合は、希少な野生生物や外来種も調査対象とすること。支障の除去に関する措置の各調査及び支障除去作業において、外来種が確認された場合は、除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう

対策を講ずること。

【自然保護課、環境政策課】

(回答)

支障除去の実施に当たっては、資料等調査において希少な野生生物や外来種も調査対象として既存資料による調査及び現地調査を実施し、確認された外来種については除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう実施しております。
(管理部返還対策課)

(土壌汚染調査等)

9. 土壌汚染調査については、跡地利用推進法で規定する土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「土壌汚染関連国内法」という。）で規制基準が設けられている物質について概況調査を実施すること。

【環境政策課】

10. 米軍基地は、国内一般地域に比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壌汚染調査に際しては、ガイドラインに沿った、地歴調査（訓練や事故等を含む。）等の当該区域に関する情報を十分に収集すること。

また、土壌汚染関連国内法において規制基準が設けられている物質以外に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で規制されている物質や、米国内の米軍基地のうち「庁舎（管理事務所、整備工場、倉庫等）」で調査がなされ汚染が確認された物質（ガイドライン資-20～23）など、当該区域でその存在可能性が高いと考えられる物質についても、概況調査を実施すること。また、PCBについては特に詳細に調査を行うこと。

【環境政策課】

(回答)

土壌汚染調査の実施に当たっては、返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む。）及び地元古等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、当該調査から得られた結果を踏まえ、土壌汚染調査を実施しております。
(管理部返還対策課)

11. 土壌汚染調査の結果、汚染が確認され、周辺住民に影響を及ぼすおそれがある場合は、その対策について、ガイドラインに沿った住民参画を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

周辺住民に影響を及ぼす土壌汚染等が確認された場合は、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

12. 土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法第14条の規定に基づく指定申請に努めること。

【自然保護課】

(回答)

当該返還地における土壌汚染調査については、関係法令に定める方法により実施しました。

(管理部返還対策課)

(廃棄物調査)

13. 過去の返還跡地から引渡し後に、廃棄物等が発見されていることから、廃棄物調査に当たっては、目視調査、磁気探査等現地調査を徹底して行うこと。

【環境政策課】

(回答)

廃棄物調査については、当該返還地における資料等調査の結果及び既返還地における支障除去結果を踏まえ、目視調査、磁気探査等現地調査を実施しました。

(管理部返還対策課)

14. 所有者等への土地の引渡し後に、埋設廃棄物等何らかの支障が認められた場合は、国において調査、対策等を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

当局としては、土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に埋設廃棄物等が発見された場合は、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

15. 調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）等関係法令に基づき適切に処理すること。

【環境整備課】

(回答)

調査において、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）等関係法令に基づき、適切に処理しているものです。

(管理部返還対策課)

(不発弾等調査)

16. 別紙「2 調査の方法（2）不発弾その他の火薬類の有無」に関して、不発弾等について、過去の文献や聞き取り等による資料等調査の結果、把握した貫入予測調査の結果を提供すること。

併せて、磁気探査等について、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

資料等調査の結果や磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、関係機関に対し、適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

17. 別紙「4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針（2）不発弾その他の火薬類」に関して、確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき、適切に対応する」とあるが、土地の引渡し完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。

万が一、引渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。

併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

不発弾の処理については、関係機関と調整を行った上で、適切に対応しております。

当局としては、土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(文化財の保護)

18. 当該箇所の埋蔵文化財の有無照会等について、浦添市教育委員会と事前に調整を行うこと。

また、着手前の時点で埋蔵文化財の所在がない場合でも、作業中に埋蔵文化財が確認される可能性があるため、その際は作業を中断し、速やかに浦添市教育委員会に連絡してその指示に従うこと。

【文化財課】

(回答)

埋蔵文化財については、事前に市の教育委員会と調整を行うなど、適切に対応しております。なお、当該返還地における支障除去措置において、埋蔵文化財と認められるものは確認されておりません。

(管理部返還対策課)

19. 当該地には地域を指定した天然記念物は存在しないが、下記の地域を定めず指定されている天然記念物が生息している可能性がある。作業にあたっては、これら天然記念物の保存に影響を与えないように配慮すること。また、作業中にこれらの天然記念物に遭遇した際は、文化財保護法125条及び文化財保護条例第36条に抵触することのないよう、作業を中断し、速やかに浦添市教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。

(国指定)：オカヤドカリ

(県指定)：クロイワトカゲモドキ

【文化財課】

(回答)

当該区域に生息・生育する天然記念物に極力影響を与えないよう十分配慮し

ながら作業を実施しております。なお、作業中において天然記念物については確認されておられません。

(管理部返還対策課)

